

「外国公務員贈賄防止指針（改訂案）」に対する御意見の概要及びそれに対する考え方（案）

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
1.	P. 6 (2) 外国公務員贈賄防止体制を構築・運用する必要性	贈収賄を強要する脅迫やハラスメント（つきまとい等）につきましても、防止体制の構築・運用のご検討をお願いいたします。	指針改訂案 P. 25 において、「外国公務員からの贈賄要求には応じないことが原則である」旨追記するとともに、脚注に「生命、身体に対する現実の侵害を避けるため、他に現実的に取り得る手段がないためやむを得ず行う必要最低限の支払については、緊急避難の要件を満たす可能性があり、その場合には違法性が阻却され、処罰されない」と追記いたしました。 また、企業の基本方針を対外的に公表することで外国政府の理解を求めることや、外国公務員等に対する支払行為を詳細に記録化していることを対外的に公表・周知することで、賄賂を要求する外国公務員等への牽制効果が期待されることも記載しておりますので、御参照ください（指針改訂案 P. 13、P. 15）。 贈賄要求を拒絶することが困難な場合の対応については、指針改訂案 P. 26 に記載しておりますので御参照ください。
2.	P. 8 ②リスクベース・アプローチ	「企業が直面する贈賄リスクの全てに対し、一律の防止体制を構築・運用するのではなく、各事業部門・拠点における贈賄リスクの程度に応じた対策を講じることが効果的である。」とされていますが、「効果的	御意見を踏まえて、「企業が直面する贈賄リスクに対し、 <u>効率的かつ実行可能な防止体制を構築するためには、各事業部門・拠点において一律の体制を構築・運用するのではなく、贈賄リスクの程度に応じた対策を</u>

		である」ことが学術的に実証されているとは言えません。「ゼロ・トレランス」(想定されるあらゆるリスクを管理し予防するための最善の努力を尽くすことを前提にして(所期の目標として)、リスクが顕在化した不正行為に対しては例外なく厳密に対処すること)を重視する腐敗防止の立場からは、「リスクベース・アプローチ」という用語を留保なしに用いることは誤解を招く可能性があり、「低リスク」部門・事業に対する「トレランス」を容認してしまうおそれがあります。むしろ「個別具体的なリスク管理」あるいは「個別具体的なリスク・アプローチ」といった用語の方が適切ではないでしょうか。	講じるべきである」と修正し、脚注に「贈賄リスクが低い事業部門・拠点において、贈賄行為が許容されることを意味するものではない。」と追記することで、記載の趣旨を明確化いたしました。
P. 24-26 4. 有事における対応の在り方	「賄賂を実際に外国公務員等から要求された場合」には、「法令遵守を徹底するとともに自社(ひいては自社株主)への経済的損害を含めた悪影響を最低限に抑制するための行動を迅速に取る必要がある」とされていますが、「法令遵守」という記述における「法令」が、まずは「現地法令」(行為地法)であり、つぎに日本法(不正競争防止法)を意味していることを明記する必要があると思われます。「現地法令」としての各国刑事法の大半は(賄賂收受行為・賄賂合意行為だけでなく)賄賂要求行為を犯罪行為として規定していますので、現地公務員が賄賂を要求した時点で当該公務員に現地刑事法における収賄罪が成立	指針改訂案 P. 25 において、「外国公務員からの贈賄要求には応じないことが原則である」旨追記いたしました。 また、有事の対応として、「<u>国内外</u>の法令の遵守を徹底すること」、「特に、現地法において自国公務員による贈賄の要求行為を違法としている国においては、現地法令に基づく被害の申告等を検討すること」を追記しました。 「現場における一時的な対応方法」、「現場・本社が一体となった中長期的対応方法」の記載につきましては、御意見を踏まえ、引き続き検討させていただきます。	

		(既遂) しようところ、賄賂を要求された側の企業 (日本企業) がそれに応じる (すなわち犯罪行為に加担する) ことを許容する余地はないと解するべきです。 「法令遵守を徹底する」という表現ではなく、端的に「要求に応じない」必要があることを明記するべきだと思います。 他方で、賄賂要求に応じないことはしばしば当該企業に経済的損害を含めた悪影響を及ぼすことが多く (MHPS 事件における仮桟橋設置使用許可処分の遅延に伴って想定された工事遅延損害金のおそれ等)、日本企業が二律背反 (ディレンマ) に直面する事例が多いところ、「有事対応体制」 (p. 25) における「現場における一時的な対応方法」に関わる記述をさらに具体化させるとともに、「現場・本社が一体となった中長期的対応方法」 (代替的対抗手段等) を教示する必要があると思われます。この点について、p. 26「5. その他」における「公務員の明示又は黙示の賄賂要求を停止するよう現地政府に要求することも考えられる」という記述は不十分であると考えられ、日本企業は「賄賂要求の停止を要求」するだけでなく、現地法令に違背する犯罪行為 (賄賂要求行為) の被害を申告し、しかるべき刑事手続きを行うように現地法令手続等に基づいて申し立てることが端的に必要であると考えられます。	
--	--	--	--

	P. 44 ①海外子会社従業員と国内本社従業員との間に共謀が存在し、共謀共同正犯が成立する場合	共謀共同正犯の成立にかかわる記述において、MHPS 事件最高裁判決（令和 2(あ)1135 不正競争防止法違反幫助被告事件令和 4 年 5 月 20 日最高裁判所第二小法廷判決）および当該最高裁判決が是認した第 1 審判決（東京地裁令和元年 9 月 13 日判決）の論旨に言及する必要性は極めて高いと思われます（この点は p. 6「(2) 外国公務員贈賄防止体制を構築・運用する必要性」でも同様だと思われます）。	御指摘の記載箇所（P. 44）は、「<u>海外子会社従業員と国内本社従業員</u>との間の共謀の存在」を前提とする記載であるところ、御指摘の事案は<u>国内企業の役職員 3 名が、共謀の上</u>、外国公務員に金銭を供与した事案であります。そのため、P. 44 ではなく、指針改訂案 P. 48「4. 外国公務員贈賄罪の適用事例」（5）の脚注において、御指摘の第 1 審判決及び最高裁判決を記載するよう修正いたしました。
3.	P. 15 （ii）スモール・ファシリテーション・ペイメントの取扱い P. 29 ①「何人も」について	スモール・ファシリテーション・ペイメントにおける、少額の定義が曖昧である。 空港における入国書類不備に目をつぶるため、優先レーンでの手続きのための賄賂、税関での書類不備に目をつぶるための賄賂、こういった行為について、裁判所がどのように判断したのかの判例があれば、それをもって一律禁止するなどすべきではないか。 「さらに、外国人については、日本国内に主たる事務所を有する法人の従業者であって、当該法人の業務に関して、日本国外で当該行為を行った場合については、本法の適用を受ける。」 については、法人の従業者の記載を「法人の代理人、使用人、その他の従業者」とした方がいいのでは無いか。	当省で把握している限りでは、スモール・ファシリテーション・ペイメントに関して参考となるような判例はなく、本指針に記載することはできませんが、今後の判例を注視しながら、記載内容について引き続き検討させていただきます。 御意見を踏まえて、「法人の従業者」との記載を、第 21 条第 11 項の記載に即し、「法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者」と修正いたしました。

※ページ数は、指針改訂案（変更履歴有版）のもの。